

いじめ対策マニュアル

平成27年8月 改訂

赤穂市教育委員会

目 次

I いじめに関する基本的な考え方 -----	1
1 子どもたちの状況	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの特徴と態様	2
4 いじめに関する基本的な認識	3
II いじめの未然防止に向けて -----	4
1 学校における取組の充実	4
2 学校・家庭・地域社会の連携	7
3 いじめを発生させない人間関係づくり	8
III いじめの早期発見・早期対応 -----	9
1 問題発生の兆候	9
2 いじめ情報をキャッチする教職員の感性	9
3 事実関係の把握	9
4 いじめを受けた児童生徒への心のケアと弾力的な対応	10
5 いじめる児童生徒の措置	11
IV ネット上のいじめに関する対応 -----	11
1 ネット上のいじめ	11
2 ネット上のいじめの事例と対応	12
3 ネット上のいじめへの対応の充実	14
■ひょうごっ子相談窓口■	16
V 家庭・地域社会との連携 -----	17
VI 教育委員会における取り組みの充実 -----	18
1 学校の取組への支援と取組状況の点検	18
2 効果的な教員研修の実施	18
3 積極的に進める啓発活動	19
VII チェックシート -----	20
○その1 (学級経営見直しチェック) 学級担任用	20
○その2 (いじめ発見チェック) 学校用-1	21
○その3 (いじめ発見チェック) 学校用-2	22
○その4 (教師の自己振り返り)	24

I いじめに関する基本的な考え方

いじめは、命や人権に関わる問題であり、絶対に許されない。また、どの子にも、「どの学校でも起こる問題であり、学校教育に関わるすべての関係者一人一人が、いじめ問題の緊急性と重要性を再確認し、今、いじめに苦しみ悩んでいる子どもたちのために、「いじめ」のサインを早期に発見し、迅速に対応しなくてはならない。

いじめの防止は、すべての学校、教職員が校園所長のリーダーシップのもと、自らの問題として真摯に受け止め、組織的に徹底して取り組まなければならない重要な課題である。

1 子どもたちの状況

- (1) 学校、家庭、地域社会の様々な要因を背景として、ストレスのはけ口としていじめが発生したり、相手の人権を大切にする意識に欠け、自分との違いを柔軟に受け止める余裕がないことで、いじめが発生する傾向がある。
- (2) いじめが発生すれば、自分たちの力で解決するなどの子ども自身の自浄能力や集団の自浄作用が弱くなり、いじめられる立場に立たされることを心配して、いじめに関わりたくないと思う傾向が強い。
- (3) 子どもたちの集団の中には、その集団のルールがあり、そのルールに反した言動をとった場合に非難されたり、その集団から切り捨てられたりするケースが多く、これが原因で深刻な問題に発展することがある。
- (4) インターネットや携帯メールでの誹謗中傷など、心理的ないじめ問題が多発しており、これまで以上にいじめが見えにくく、広範囲に拡がっている。

2 いじめの定義

…「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）
(いじめ防止対策推進法から) 平成25年6月

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

注1：「一定の人間関係にある」とは、同じ学校・学級や部活動、当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあること指す。

注2：「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品を要求されたり、物を隠されたりすることなどを意味する。

注3：けんか等を除く。

注4：発生場所は、学校の内外を問わない。

いじめか否かの判断は、強い・弱い等の印象や子どもの様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断するのではなく、いじめられた子どもの立場に立って判断する。

3 いじめの特徴と態様

(1) いじめの構造

いじめは、被害者と加害者だけでなく、次のように「四層構造」になっている。

- 1 いじめを受けている子ども（被害者）
- 2 いじめている子ども（加害者）
- 3 周りではやし立てる子ども（観衆）
- 4 見て見ぬふりをする子ども（傍観者）

加害者以外の子どもも、結果としていじめを助長していることになり、加害者と同じ立場に立っていると判断される。また、加害者と被害者が逆転するケースや観衆や傍観者が被害者と入れ代わることもよく見られる。

傍観者が注意して止めさせたり、発見したら教師にすぐ連絡できるような雰囲気を持つ集団づくりと、正義が認められる仲間づくりを着実に進める必要がある。

(2) いじめを受けている子どもの気持ち

- ① 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口したことさらにいじめられるのではないか。）等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多い。
- ② 屈辱をこらえ、平静を装ったり、意識的に明るく振る舞うことがある。
- ③ 自分にも原因があると自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに発展することがある。
- ④ ストレスや欲求不満、不安な気持ちを他の子どもに向ける、いじめる側に立つことがある。

(3) いじめている子どもの気持ち

- ① いじめの深刻さを認識せず、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめていることが多く、相手をいじめることで無意識に自分の不満を解消しようとしている。
- ② 自分がいじめの被害者にならないように、意識的にいじめる側に加わる。
- ③ いじめられる側にも原因や問題があると意識することで、いじめの行為を正当化する。

(4) 具体的な態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅かし文句、イヤな事を言われる。
- ② 仲間はずれ、集団により無視する。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られる。
- ④ 金品を要求される。
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ イヤな事や恥ずかしい事、危険な事をされたり、させられたりする。

⑦ インターネットやメール等で、誹謗中傷される。また、無断で写真や動画を投稿される。

※ いじめの内容が次第にエスカレートし、悪質化・陰湿化していく傾向があり、加害者と被害者が入れ替わることもある。

4 いじめに関する基本的な認識

(1) いじめはどこでも起こりうる問題である

① どの学校においても、どの子も、いじめられる子、いじめる子になり得るという認識を持ち、日頃から子どもが発する危険信号を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

(2) いじめは人として絶対に許されない行為である

- ① 「いじめは人として絶対に許されない」との強い認識を持ち、いじめられている者を学校として守り通す立場をとり、毅然とした態度で指導する。
- ② いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるという認識を持たせる。
- ③ 命や人権に関わる問題として受け止め、解決を確認できるまで指導する。
- ④ いたずらやけんかと受け止めず、いじめは卑劣な行為であるとの認識を徹底する。

(3) いじめを受けている子どもの立場で考える

- ① いじめられる側にも課題や問題があるという意識は持たない。
- ② いじめか否かは、被害者の子どもの気持ちを重視し、その子どもの立場に立った指導を行う。
- ③ 先入観で、子どもの人間関係を強者、弱者と一元的に判断せず、人間関係を多面的に捉えるよう努め、いじめの実態を的確に把握する。

(4) 根気強く継続的な対応を心がける

- ① いじめは、子どもの健全な成長と発達を阻害する重要な問題として受け止め、未然防止や早期発見と解消に努める。
- ② いじめ問題は、解決したように見えても、別の形でいじめが再発する場合もあることから、継続観察と、継続指導に努める。
- ③ いじめは、教職員の子ども観や子どもとの関わり方、指導のあり方が問われる問題でもある。

(5) 周囲と連携して対応にあたる

- ① いじめの発生が疑われたり、発生した場合は、学年主任や管理職などに報告し、学校全体で確認や指導、解決にあたり、学校全体の問題として組織的に対応する。
- ② いじめ問題は、家庭教育のあり方や生育環境などと深く関わる面もあることから、気になる子どもの家庭とは、日頃から保護者との人間関係づくりに努める。
- ③ カウンセラーや関係機関との連携を図り、学校や先生がしっかり守ってくれるという集団の雰囲気づくりと安心できる学校環境づくりに努める。

II いじめの未然防止に向けて

「いじめ問題に対する対応の徹底について」「いじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」等（文部科学省）

いじめ問題の解決に向けて、学校・家庭・地域社会・教育行政関係者など全員が、相互に連携を図り、それぞれの立場や機能を活かして、原因となる課題の解決や改善に向けて、具体的な取組を根気強く、継続して行う。

命と人権を大切にし、相手を思いやり、相手の気持ちを察することができる学校・学級集団では、人間関係のトラブルも子どもたち自身の「気づき・考え・行動する」活動によって解消されていく。

- ◇ 教育活動全体に、命や人権を大切にする観点や視点を設定し、日常的な活動を通じて、いじめを許さない集団づくりを進める。
- ◇ 自分は、多くの人に大切にされ、愛され、がかけがえのない存在であることを実感させる。
- ◇ 様々な集団活動をとおして、多様なものの見方や考え方を身に付けさせ、自他の個性を受け入れる寛容な心を育てる。

1 学校における取組の充実

(1) 実効性のある指導体制の確立

① 学校全体での対応

- いじめの問題については、その件数が多いか・少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要となるものであり、学校は、相互の連絡・報告を密にし、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。
- 学校において、校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する必要がある。
- 校長、教頭、生徒指導担当等は、いじめの訴えに基づき、学級担任等への対応指示や情報伝達した場合には、その対応状況について、確實に報告を受けるなど、解決に至るまで適切な指導を継続する。
- いじめの訴えは、学級担任など一部の教師により対応するのではなく、校長をはじめとする全職員に報告し、学校全体で対応を検討する。

② 実践的な校内研修の実施

- いじめの発見は、教職員の「気づき」が基本であり、各学校において、いじめの問題について教職員の共通理解と指導の徹底を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。

(2) 適切な教育指導

① 全ての児童生徒への指導

- 「いじめは人として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させ、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されな

いという認識を定着させるとともに、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという正義の意識の向上を図る。

- いじめを受けた児童生徒が、いじめを訴えたことによって、さらにいじめられるのではないかという不安を払拭するため、学校全体で徹底して守り通すという意思を言葉と行動で示す。

特に、いじめられている場合には、自分一人で悩んだり、抱え込んだりせずに、友人、教師、親などに必ず相談するようメッセージを送る。

- 学校教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、人権教育、道徳教育、心の教育の深化を通して、指導の充実を図る。

また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かに育む教育活動を取り入れる。

- 学級活動や児童会・生徒会活動などの場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組む力を育てる。

② いじめる児童生徒への指導・措置

- いじめを行った児童生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることなく、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、相手の心の痛みを理解できるまで根気強く継続指導する。

- いじめを行う児童生徒に対しては、一定期間、校内においてほかの児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効な場合もある。さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童生徒を守るために、いじめる児童生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等の関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童生徒については、警察と連携した対応を積極的に進める。

- 上記の措置を講ずることについて、児童生徒や保護者の理解を得られるよう、事前に説明や共通理解を図り、保護者と協力して子どもの立ち直りを進める。

③ いじめを許さない学級経営等

- 児童生徒の発達や成長段階にありがちな一過性の行為として取り扱うことなく、個々の教師がいじめの重大性を正しく認識し、危機意識を持って日常の学級経営に取り組む。

また、教師の何気ない言動が児童生徒に大きな影響を与えることを十分認識し、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう留意する。

- グループ内での児童生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導のあり方や班別指導について見直しや工夫改善を行う。

(3) 日常の教育活動の充実

- いじめの多くは教室の中で起きており、学級担任の役割と責任は大きい。よりよい人間関係づくりをめざし、子どもたちにとって「心の居場所」となるような学級づくりに全力で取り組む。

① 安らぎのある学級づくり

- 教師自身が明るく前向きに生活し、笑顔のあふれる明るい雰囲気をつくる。
- 教師と児童生徒、児童生徒同士のよりよい人間関係づくりに努め、互いの個性や長所を認め、一人一人が互いに支え合える雰囲気をつくる。
- 教師は不正に対して毅然とした態度で臨む。

- 一人一人が安心して生活できる集団生活のルールを子どもたちとともに創り、主体的に守っていこうとする意識を醸成する。

② 児童生徒が主体的に活動する学級づくり

- 児童生徒の興味・関心や能力に合った活躍の場を用意し、一人一人に存在感を持たせる。
- 学級活動の時間などを活用し、学級の諸問題を話し合わせ、日常の問題を自分たちで解決する糸口を発見する機会をつくる。
- 児童生徒が自主的に運営する学級取組を設定し、自分たちでやり遂げたという成就感・満足感を持たせる。

③ 教師間の連携を深める

- 児童生徒の生活態度や言動などについて、日常的に情報を交換し合い、学級や学年を越えて、全体で課題を持つ児童生徒への関わりができるよう、共通理解を図る。
- 問題を自分の学級だけで解決しようとせず、周囲の教師に積極的に報告・連絡・相談をする。
- いじめに関する情報の入手先や情報の活用について意思統一し、児童生徒への事情聴取方法についても共通理解を図る。

④ 教室環境を整える

- 生活環境が子どもの言動や態度、気持ちに与える影響は大きい。歪んだ環境やゴミが目立つ環境では、子どもの心も歪み、ゴミが見えなくなってくる。特に毎日の生活場所である教室は、いつも整頓され、ゴミがない状態にしておくことが大切である。
- 教員は、気づいたときに教室内を整頓し、ゴミを捨て、放課後は、きれいに整頓されゴミひとつない教室にしてから退勤し、毎朝、爽やかな整然とした教室で子どもを迎える活動を継続する。
※ 子どもの言動が優しくなり始めてから、「仲間づくり」を展開していく。また、教員による整頓とゴミ掃除のことは、子どもには告げない。)

(4) 授業における留意点

授業において達成感や成就感、自己肯定感を味わわせるとともに、学習に主体的に取り組む中で、共に高め合う人間関係が醸成されるよう工夫を重ね、研修に努める。

① 一人一人が生かされ、集団で高め合う授業づくり

- 間違いを冷やかさず、やり直しを支援・応援できる仲間づくりを進める。
- 体験的、問題解決的な活動に取り組めるよう、教材の開発や学習計画を工夫する。
- 仲間で協力して調べたり、自由に表現したりする場面を取り入れる。
- 他の発言や意見を尊重し、良さを見つけ、教師自身が温かく受け止める姿勢を持つ。

(5) 学校全体で取り組むときの工夫

いじめ問題の解決には、学校全体で未然防止に取り組むことが大切である。教師の積極的な取組に加えて、学校全体でいじめ問題に取り組んでいる姿勢を見せることが、児童生徒や保護者からの信頼を得ることにつながり、「いじめを許さない学校の思い」が伝わっていく。

① いじめ・不登校対策委員会等の機能を生かす

- 定期的な開催だけでなく、必要に応じて適宜開催する。

- 教師からの情報とともに、日常的な相談活動や定期的な実態調査を実施し、正確な情報の収集に努める。
- 問題発生時の初期対応について、適切な指導・助言を与える。
- 問題発生の防止という観点から、長期的な取組について検討する。
- 専門機関・関係機関との連絡調整を図る。
- 必要に応じて、地域の人や専門家の意見を聞く。
- 問題解決に向け全校体制で取り組む姿勢を明確にして、教師同士が共に支え合う雰囲気をつくる。

② 全校や学級で取り組む自主的な活動

- 個性を、その子の良さとしてとらえ、互いに認め合う場を様々な活動に設定する。
- 他人のために働く体験を奨励し、学校や地域での奉仕活動などに自主的・主体的に取り組む姿勢や態度を育てる。
- 話し合う場を多く設定し、自己主張だけでなく、公正な見方や考え方とはどうすることなのかを学ばせ、子ども自身が集団のルールを決め、それを守っていくような自主・自律の態度を育てる。

③ 効果的な教育相談

- 教育相談係や養護教諭といった一部の教師やスクールカウンセラーだけに頼ることなく、全職員が児童生徒への教育相談的な関わりを持つ。
- 相談室や相談コーナーなどを設置するなど、気軽に相談できる雰囲気づくりや環境づくりに努める。
- スクールカウンセラーや教師による教育相談日や相談週間を設定し、積極的な教育相談活動を行う。
- 教育相談の手法に関する研修を実施し、カウンセリングマインドによる適切な対応を心がける。
- 相談者や相談内容に関する情報共有については、相談者のプライバシーの保護に十分留意し、安心して相談できる体制をつくる。

2 学校・家庭・地域社会の連携

① 家庭との連携を進める

- 問題発生時の家庭訪問は、複数の教師で実施する。(日常的な家庭訪問は除く)
- 保護者の気持ちや考え方を謙虚に耳を傾け、学校の考え方を一方的に押しつけることなく、協力して解決に当たるという姿勢を持つ。
- いじめの事実関係などの情報を正確に伝え、学校の取組への理解を依頼する。いじめられている児童生徒と保護者の立場で説明する。
- 児童の交友関係、生活の様子などについて、保護者と情報を共有し合う。
- 家庭のプライバシーの保護に十分留意する。
- 児童生徒に変わった兆候があれば、すぐ保護者に連絡するなど、きめ細やかな対応に努める。(問題が発生してから、あれこれと今までの兆候をまとめて連絡しない。)

② 地域社会との連携を図る

- 地域との懇談会や地域行事を通して、地域との協力体制を築き、いじめに関する初期段階で情報が入るよう早期発見に努める。
- 学校行事に地域の積極的な参加を求める同時に、地域の教育力を生かす活動を創造し、日ごろから「開かれた学校づくり」に心がける。

- 地域からの情報を大切にし、感謝の言葉をかけるとともに、すみやかに対応する。

③ 関係機関との連携を進める

- 日ごろから指導・助言を得たり、情報交換を実施するなど、協力関係を築く。
- 相談機関との連絡窓口を明確にし、担当者・学級担任・保護者との連絡が円滑に行えるようにしておく。
- 相談内容や学校の方針について、いじめ・不登校対策委員会等による組織的な共通理解に努める。

3 いじめを発生させない人間関係づくり

いじめを発生させない学級・学校づくりには、子ども同士が互いの違いを認め合える人間関係づくりが重要である。(訓練プログラムの例)

① 構成的グループエンカウンター

子ども同士が本音を表現し合い、それを互いに認め合う体験的な活動である。自己理解、他者理解、自己受容、信頼体験、感受性の促進、自己主張の6つをねらいとするエクササイズを通し、「触れ合い」と「自己発見」を体験し、活動を通して信頼感や自尊感情を高める効果がある。

② ピア・サポート・プログラム

人間関係の摩擦やトラブルに悩み、葛藤や不安を抱えている子どもたちの基礎的な対人関係能力を向上させたり、ストレスを上手にコントロールしたり、問題を解決する思考訓練を行ったりすることで、生徒指導上の問題の発生を未然に防止する。

ゲームやロールプレイングを活用した体験的なトレーニングを通して、子どもたちの基礎的な社会スキル(技能)を段階的に育て、最終的には子ども同士が互いに支えあえるような関係を構築する。

③ ソーシャル・スキル・トレーニング

小集団によるグループワークの中で、子どもたちが互いを意識し、認め、助け合うことを通して、言葉・コミュニケーション・社会性などのスキルアップを図る。

人の付き合い方や困難な場面を回避するための技能を身に付けるなど、良好な人間関係と暮らしやすさを自ら築く力を持つ練習を段階的に行う。

④ アサーション・トレーニング

ソーシャルスキルの中の「コミュニケーション能力」と、その中の「自己主張」に焦点を当てた訓練である。自己主張に関するいくつかの誤った考えに対する心理教育から始まり、攻撃的な自己主張や不十分な自己主張との違いを明らかにした上で、適切な自己主張(=アサーション)について学ぶことができる。方法はソーシャル・スキル・トレーニングと同じ。

⑤ CAPプログラム

私たち一人一人が持っている「人権」について学ぶプログラムである。子どもたちは、みんな安心して、自信を持って自由に生きる権利があることを伝え、その権利を奪う「いじめ、誘拐、虐待、性暴力等」から自分を守るためにどんなことができるかを、子ども、保護者、教職員とともに考える。

III いじめの早期発見・早期対応

1 問題発生の兆候

- ① 教師が児童生徒の悩みを受容するには、気持ちを受け止めてくれるという信頼と実績が必要であり、日頃から児童生徒との心のチャンネルを合わせておくことが大切である。
- ② 児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを発見するためのアンケートや日記指導等、積極的な取組を行い、スクールカウンセラーや養護教諭などとの連携にも努める。
- ③ 児童生徒や保護者からのいじめの訴えや、その兆候などの危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換し、適切かつ迅速な対応を協議し、行動に移す。
- ④ 児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、いじめの発見や対応に努めるとともに、いろいろな問題行動が発生しているときは、同時にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ⑤ いじめを把握したときは、「チーム学校」で速やかに対応し、校内いじめ防止対策委員会等を開くとともに、必要に応じ、育成センター、こども家庭センター（児童相談所）警察等の地域の関係機関と連携・協力する。
- ⑥ 日常の観察指導を徹底し、いじめの実態調査を隨時実施する。

2 いじめ情報をキャッチする教職員の感性

(1) 普段の児童生徒の様子を観察する

- 仕返しを恐れたり、いじめられている自分が嫌になったりして、被害の内容を表面に出しにくいため、普段の児童生徒の表情や態度、姿勢などに気を配り、変化に敏感になることが必要である。

(2) 児童生徒が信頼し、心を開く関係をつくる

- いじめを受けている児童生徒や問題を抱えている児童生徒は、自分が受けていいるいじめをなかなか話せないものである。日頃から、子どもとのふれ合いを通して信頼関係を築くことが大切であり、また、児童生徒にとって話しやすい人、話しにくい人がいるという視点を持ち、他の教職員と協力して対応する。

(3) いじめる側の背景にも目を向ける

- いじめる側の子どもの中には、心の居場所がなく、不安定な毎日を過ごしている場合もあり、不安な自分を自分自身で守るために、自分の敵を設定し、攻撃的になるケースがある。子どもの複雑な心の屈折やストレスの原因となる「背景」に目を向け、その改善や解決への取組と同時に、ストレスを発散させ、不安を軽減させる指導にも取り組む。

3 事実関係の把握

- いじめを受けている児童生徒や保護者の心理的な圧迫感をしっかりと受け止めると

- ともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集による事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- 情報の収集に当たっては、情報の提供者が2次被害を受けないよう十分留意し、人間関係やいじめの状況等を総合的に判断して、情報の取扱いを協議・決定する。
 - いじめの兆候を発見した場合、いじめられている児童生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張の内容に食い違いがあることを理由に必要な対応を怠ることがないよう留意する。

4 いじめを受けた児童生徒へのケアと弾力的な対応

(1) 心のケア

- ① 児童生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。また、教育相談について全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施する。
- ② 教育相談室を生徒指導室とは別の場所に設けたり、部屋が相談しやすい雰囲気になるよう工夫するなど、児童生徒にとって相談しやすい環境を整える。

(2) いじめを継続させないための弾力的な対応

- ① いじめられる児童生徒には、いじめ解決への取組とあわせて、必要に応じて緊急避難として「欠席」を認める。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障が生じない措置を講じるなど、工夫ある弾力的な対応を心がける。
- ② いじめの状況に応じて、グループや座席の変更、さらに学級替え等も視野に入れ検討する。さらには、就学校の指定の変更や区域外就学等についても考慮するなど、保護者の意向を踏まえた弾力的な対応を考える。

5 いじめる児童生徒の措置

- ① 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障する観点から、やむを得ない措置として、出席停止を含む毅然とした厳しい指導が必要である。
なお、出席停止を命ずる場合は、児童生徒及び保護者に対し出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に児童生徒及び保護者の意見を聴取することが必要である。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないよう配慮し、その期間中にも必要な指導や学習支援を行う。
- ② いじめの態様や程度によっては、暴行、傷害、恐喝、脅迫、窃盗、名誉毀損など、刑罰法規に抵触する犯罪行為として取り扱うなど、警察機関と協力した対応が必要である。

■IV ネット上のいじめに関する対応

ネット上のいじめに対して、学校全体で対応するとともに、警察のサイバー犯罪係など専門的な対応ができる機関と連携するなど、組織的な体制づくりが必要である。そのためには、校内研修や会議等において、ネット上のいじめについて具体的な事例を取り上げるなどして、子どもの携帯電話等の端末機の利用に関する実態について理解を深め、学校における指導指針を明確にするとともに、ネット上のいじめが発生した場合の対応方法について、教職員の共通理解を図っていくことが重要である。

1 ネット上のいじめ

(1) ネット上のいじめの特徴

- ① ネット上のいじめとは、スマートフォンや携帯電話、パソコンを通じて、インターネット上のWebサイトの掲示板などに、特定の人への悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法でいじめを行うものある。
- ② ネット上のいじめには、次のような特徴がある。
 - 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
 - インターネットの匿名性から、容易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
 - インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に流出した個人情報は、不特定多数の他者から自由にアクセスされ、保存や別のサイトへのコピーなどにより、完全な削除や回収は困難である。
 - 電波状態が良ければ、利用時間や場所の制限がないため、保護者や教師など、身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しいため、いじめの実態も分かりにくい。

(2) ネット上のいじめの類型

■誹謗・中傷の書き込み

インターネット上の掲示板やブログ（ウェブロゴ）、プロフ（プロフィールサイト）に、誹謗・中傷を書き込み、その内容が誇張・歪曲され拡大していく。

■個人情報を無断で掲載

掲示板やブログ、プロフに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために、迷惑メールが届いたり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗中傷する書き込みによって、クラス全体から無視されるケースがある。

■特定の人になりすましてインターネット上で活動

特定の人になりすまして、無断でプロフなどを作成し、その人の電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上で、書き込み（会話）を続ける。しばらくして、情報を利用された人に電話連絡が入り、本人でなかったことが判る。

■チェーンメールで悪口や誹謗・中傷の内容を送信

特定の人を誹謗・中傷する内容のメールを作成し、受信者は複数の人に送信するよう促すメール（チェーンメール）として同一学校の複数の生徒に送信することで、当該生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まる。

■個人情報や画像の加工

掲載された情報やスマートフォンで撮影された写真・動画は、情報の加工が容

易にできるため、誹謗・中傷の対象となりやすい。

■流出した情報の削除

一度流出した個人情報は、回収や削除が困難であり、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 ネット上のいじめの事例と対応

(1) 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

- 掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要がある。

①いじめの発見／児童生徒・保護者等からの相談

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、児童生徒の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。学校では、子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さないことと、より積極的に「ネット上のいじめ」を発見する取組として、家庭や地域、教育委員会、関連企業等と連携して、「ネットパトロール」を行うことも有効である。

②書き込み内容の確認と保存

誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込み内容をプリントアウトするなどして、内容を保存する。

掲示板等の中には、パソコンから見ることができないものも多くある。その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

③掲示板等の管理者への削除依頼

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探す。(ページの下の方にあることが多い。)

該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示されるので、件名、内容等を入力し、「送信ボタン」をクリックすると、管理者にメールが届くようになっている。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に書かれている削除依頼の方法を確認する必要がある。

削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報を悪用される場合もある。

④掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除を依頼する。

⑤削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。削除が必要なURLや書き込み番号などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。

それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

(2) チェーンメール等への対応

- 一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールと呼び、メール中に、「このメールを○○人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

【参考1】チェーンメールの内容

- 幸福・不幸（の手紙）系、宣伝系、募集系、誹謗・中傷（嫌がらせ）系
- その他

(3) ネット上のいじめが発見された場合の児童生徒への対応

- ネット上のいじめが発見された場合、次の点に留意して、児童生徒への対応や指導を実施する。

①被害児童生徒への対応

ネット上のいじめなどに対しては、スクールカウンセラー等を配置するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守ることと合わせて、被害児童生徒の母親などへも気を配り、親の心の安定を図ることで、子どもを安定させるなど、多角的なケアにも留意する。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切である。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有するなど、学校全体でいじめに対して取り組む姿勢や行動が被害者の心の安定につながっていく。

②加害児童生徒への対応

加害児童生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭い、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込む例もあるため、被害者からの情報だけで安易に加害者と決めつけず、いじめの背景や経緯についても詳細を調べるなど適切な対応をとる。

また、「ネット上のいじめ」についても、いじめとして決して許されない行為として、継続的な指導を行うとともに、加害児童生徒へのケアも行う必要がある。特にネット上のいじめに関しては、加害児童生徒が軽い気持ちで書き込んでいたり、悩みや問題を抱えていたりする場合があり、事後指導によって、加害児童生徒が精神的に落ち込むなどの事例も報告されている。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとで指導することが求めらる。

③全校児童生徒への対応

ネット上のいじめ等が生じた場合には、児童生徒への指導のポイントを

参考に、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちがネット上のいじめの加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要である。

掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、安心して教職員や保護者に相談するよう児童生徒に伝える。

3 ネット上のいじめへの対応の充実

(1) 情報モラル教育・リテラシー教育の充実と教員の指導力の向上

ネット上のいじめを予防し、トラブルに巻き込まれないように、高度情報化の影の部分を知ること、他者への影響を考えて行動すること、有害情報に適切に対応することなど、情報モラル教育あるいは情報リテラシー教育を継続的に実施する必要がある。

情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から、心身の発達段階に応じて取り扱っていくことが大切であり、また、文部科学省や兵庫県教育委員会等が作成している「いじめ対応マニュアル」「いじめ対策の手引き」「指導モデルカリキュラム」や教員向け指導教材サイトなどを有効に活用することが必要である。

情報モラル教育については、学校全体で取り組むことが必要であり、指導に当たっては、専門家を講師として招くなど、教職員が十分研修し、全教職員がインターネット等に関する知識やネット上のいじめの実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要である。

(2) 保護者への啓発と家庭・地域社会との連携

学校・家庭・地域社会が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を展開することが大切である。

まず、保護者は、自分の子どもに携帯電話等が必要かどうか判断し、周りの子どもが持っているからというような理由ではなく、保護者の責任で判断し、保護者の責任で使用させることが必要である。

保護者・家庭は、携帯電話等の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話等の利用の実態について、保護者自身が把握し、ネット上のいじめの実態について子どもと話し合い、携帯電話等の利用方法についてルールづくりをする。また、保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を責任を持って行うことが大切である。

学校においても、入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく必要があり、学校での携帯電話の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行うことが可能になる。

また、保護者への啓発に関する取組を行う場合には、e-ネットキャラバン（総務省が文部科学省と通信関係団体と連携して実施）や、非行防止教室・サイバーセキュリティカレッジ（都道府県警が実施）、インターネット安全教室（経済産業省がNPOと協力して実施）などを活用することも効果的である。

【参考1】保護者への説明のポイント

保護者の中には、「ネット上のいじめ」について、どのようなものか十分理解していない保護者もいる。「ネット上のいじめ」について、次の点を踏まえ、個別のケースに応じた対応を行う必要がある。

- 子どもの携帯電話等の利用実態
- 予防のために家庭でできる取組
 - ・子どもとの話し合い
 - ・携帯電話等の利用に関するルールづくり
 - ・フィルタリングの必要性
- 「ネット上のいじめ」の早期発見・早期対応への取組

【参考2】家庭での携帯電話利用に関するルール

家庭での携帯電話利用に関するルールについては、料金についてのルールを決めている場合が多いですが、それ以外のルールについては、何も定めていないケースが多いという調査結果がある。

「ネット上のいじめ」やインターネット上のトラブルから子どもたちを守るためにには次に示す家庭でのルールの例を参考にしながら、各家庭で話し合い、利用に関するルールづくりを行うことが大切である。

【参考3】家庭でのルール例

- 自宅内では居間で使う。
- 食事中や懇談中、深夜には使用しない。
- 一定の金額以上は使わない。
- 学校へは持ち込まない。
- 他人を傷つけるような使い方をしない。
- 送信者不明メールや知らない者からメールが来た場合は、親に知らせる。
- ルール違反や携帯電話の使用によって生活に支障が生じている場合には携帯電話の利用を停止する。

<ひょうごっ子相談窓口>

ひょうごっ子悩み相談（いじめ相談24時間ほっとライン）

【9:00～21:00】 0120-783-111 (通話料無料)
0795-42-6004 (携帯電話利用) (通話料有料)

【21:00～翌日9:00】 0795-42-6559 (通話料有料)

■電話相談 <時間>24時間 (12/28～1/3除く)

■面接相談〔要予約〕 <場所>ひょうごっ子悩み相談センター（加東市山国2006-107）
<時間>月～金 9:00～17:00 (祝日及び12/28～1/3除く)

地域の相談窓口

■ひょうごっ子悩み相談（分室）・いじめ相談・通報窓口
<時間>月～金 9:00～17:00 (祝日及び12/28～1/3除く)
<場所>西播磨県民局 0791-58-2326

ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口

■パソコンや携帯電話を使ったインターネット上の誹謗中傷やいやがらせなどへの対処方法についてご相談ください。
<時間>月～土 14:00～19:00 (祝日及び12/28～1/3除く)
<場所>インターネット・Webサイトでご確認ください。〔検索〕兵庫県 教育相談

赤穂市青少年育成センター

■幼児児童生徒及び保護者・教員を対象に、いじめ、非行、不登校など、子どもの教育に関する内容について電話・面接による相談
■面接相談〔要予約〕 <時間>月～金、第2・第4土 9:00～17:00
<申込>0791-43-7831 [フリーダイヤル] 0120-783115
■電話相談 <時間>月～金 9:00～17:00

V 家庭・地域社会との連携

いじめは家庭教育のあり方と大きく関わっている。家庭において、人として備えるべき基本的な考え方や態度（善惡の判断や正義感、他人への思いやりや弱い者を助ける勇気など）を子どもたちに身につけさせたいものである。また、常に子どもたちの生活態度に注意し、善惡の判断や正義感、他人への思いやりなどに欠けるところがないよう普段からきめ細かく教え諭す家庭でありたい。そのためには、なによりも深い愛情や信頼を基盤とした親子の関係づくりが必要である。

保護者が「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」という認識を持つことも欠くことができない。

家庭は、深い愛情と信頼で結ばれ、強い人間関係に支えられた場所、安らぐことのできる真の「心の居場所」でありたい。家庭への支援も学校の大切な役割である。

- (1) いじめ問題については、学校のみで解決することに固執してはならない。学校においていじめを把握した場合には、「チーム学校」で速やかに対応し、校内いじめ対策委員会を開くとともに、必要に応じ、育成センター、子育て健康課、こども家庭センター（児童相談所）、警察等の地域の関係機関と連携・協力する。
- (2) 学校におけるいじめへの対応方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫が必要であること。
- (3) いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。また、いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける。特にPTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る必要がある。
- (4) 実際にいじめが発生した場合には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されない。
- (5) 家庭への支援（心の居場所となる家庭づくり）

①子どもへの十分な目配り

子どもたちにとって家庭が「心の居場所」となるためには、まず、子どもたちの日常生活に十分目を配ることが大切である。我が子がいじめられていないか又はいじめていないかなどについて十分に注意し、子どもたちが発するサインを敏感にとらえられる家庭、親子関係でありたい。子どもたちを温かく見守り、十分に目を配ることが大切である。

②積極的な親子の触れ合い

保護者と子どもたちが触れ合う場を積極的に設け、子どもを理解しようと努めることが大切である。家族で一緒に会話をしながら食事をする、ハイキングなどの野外活動と一緒に楽しむ、地域における行事等に親子で参加するなど、形はいろいろ考えられるが、多くの機会を持つように日ごろから心がけたい。

③何でも話せる雰囲気づくり

子どもたちが悩みを気軽に打ち明けられるような雰囲気づくりが何よりも大切であり、そのためには、いじめられた場合には子どもを守り抜くという毅然とした姿勢を日ごろから明らかにし、子どもたちが悩みや困難に遭遇しても、安心し

て保護者に悩みごとを相談できるようにしておくことが必要である。そして、家庭では、生きることの素晴らしさや生命のかけがえのないことなどについてしっかりと話し合い、正しく理解させることが重要である。

いじめはどの子どもにも起こり得るものである。すべての保護者が自分の子どもにも起こり得るとの強い認識を持つことが大切である。そして、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、常に連携を密にして取組を進めることが求められる。

VI 教育委員会における取組の充実

1 学校の取組への支援と取組状況の点検

(1) 恒常的支援

- ① いじめの問題の解決に向けて、各学校の実態に応じつつ、校内研修の講師として指導主事や教育相談の専門家を派遣するなど、各学校の取組を積極的に支援する必要がある。
- ② 各学校における教育相談機能の充実に資するよう、スクールカウンセラーの派遣等により適切な支援を行う。

(2) 個別事案への支援

- ① 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、学校への支援や保護者等への対応を適切に行う。特に、困難ないじめの問題を抱える学校に対しては、早急に担当指導主事等を派遣するなど、問題の解決と正常な教育活動の確保に向けた指導・助言に当たる。

(3) 学校における取組状況の把握

- ① いじめの問題に関する国や教育委員会の通知などの資料が、具体的に学校でどのように活用されたか、その趣旨がどのように周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を把握し、必要な指導、助言を行って、学校の積極的な取組を促す必要がある。また、いじめの問題に関する校内研修や児童生徒に対する具体的な指導内容などについての点検・協議も必要である。

2 効果的な教員研修の実施

(1) できる限り多くの教師がいじめの問題に関する実践的な研修を受けることができるよう配慮するとともに、管理職や生徒指導主事、養護教諭など、受講者の区分に応じたきめ細かで効果的なプログラムを用意する必要がある。

また、初任者研修における学級経営や生徒指導・教育相談に関する研修を一層充実させていくことも重要である。

(2) 研修内容・方法について、心理、医療等の様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らない事例研究やカウンセリング演習を実施するなど、受講者が目的意識を持って実践的な知識や経験が得られるよう工夫することが必要である。

3 積極的に進める啓発活動

(1) 学習の成果を地域社会に発信する時間と場所を設定し、市民全体として、いじめ防止に向けた意識の高揚を図る。

兵庫県下の児童生徒・保護者や学校から、パソコンや携帯電話を使ったインター ネット上の誹謗中傷やいやがらせ等のトラブル等について相談を受け、アドバイスを行う機関

【電話相談】

曜日：月～土曜日

※ 祝日・年末年始を除く

時間：13：00～19：00

Tel：06-4868-3395

【FAX相談】

06-4868-3396

【電子メール相談】

soudan@hyogokko.npos.biz

【webサイトからの相談】

<http://hyogokko.npos.biz>

VII チェックシート

■その1 日々の学級経営を見直すチェックポイント（学級担任用）

【教師の言動】

- 子どもの言い分に耳を傾けている。
- 子どものよさを見つけようと、どの子に対しても、「認める」ことや「ほめる」ことに心がけていますか。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに子どもに接している。
- 競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しつけたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの子どもともかかわり合いをもっている。
- 教師自身が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。
- 部活動で失敗した生徒を指導する際、生徒の人格を否定するような叱り方や自信を失わせるような叱り方をしていませんか。

【授業時間・学級活動】

- わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの子どもの発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができている。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができている。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。
- 毎日、子ども一人一人の表情に気を配っていますか。
- 子どもの服装や素ぶりの変化に気を配っていますか。
- 机の並びや掲示板、教室内のゴミなどに気を配っていますか。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- 文書や懇談会などで使う言葉について配慮していますか。
- 個人情報の管理はしっかりとできていますか。
- 学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、子どもや学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学年・学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の子どもの様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等について保護者からの訴えを受け止め、正確に報告している。
- いじめのことで保護者と連絡を取るとき、電話だけですませていませんか。

■その2

いじめ発見のチェックポイント（学校用－1）

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
- 忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が散乱している。
- 周囲が何となくざわついている。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 席を替えられている。
- 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- 保健室によく行くようになる。
- グループ分けて孤立しがちである。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
- 教室や図書室で一人でいる。
- 今まで一緒だったグループからはずれている。
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする。
- 友だちと一緒にでも表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。
- 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れたりする。
- 机を寄せて席を作ろうとしない。
- その子どもが配膳すると嫌がられる。
- 食べ物にいたずらされる。（盛りつけをしない。わざと多く盛りつける）
- 食欲がない。
- 笑顔が無く、黙って食べている。
- その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- 他の子どもと一人離れて清掃している。
- 皆の嫌がる分担をいつもしている。
- 目の前にゴミを捨てられる。
- 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- 靴や鞄、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- 宿題や集金などの提出が遅れる。
- 刃物など、危険な物を所持する。

■その3

いじめ発見のチェックポイント（学校用－2）

(1) いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている。
- 掲示物が破れたり落書きがあつたりする。
- 班にすると机と机の間に隙間がある。
- 授業中、教職員に見えないように物を投げたり、手紙の交換をしたりしている。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- 自由にグループ分けをさせると特定の子どもが残る。
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。

(2) いじめている子

- 他の子どもに対し威嚇する表情をする。
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す。
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ。
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う。
- ずるいところがある。
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- 他人は自分より幸せそうだと思っている。
- 多くのストレスを抱えている。
- 教職員の言動を素直に受けとらない。
- 教職員によって態度を変える。
- あからさまに、教職員の機嫌をとる。

(3) いじめられている子

日常の行動・表情の様子

- 顔色が悪く、元気がない。
- 遅刻・欠席が増える。
- 早退や一人で下校することが増える。
- ときどき涙ぐんでいる。
- おどおどしている。
- 下を向いて視線を合わせようとしない。
- 身体の具合は悪くないが保健室に行きたがる。
- 友だちに悪口を言われても言い返さないで愛想笑いをする。
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。

授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされたり皮肉を言われたりする。
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。
- グループ分けで孤立しがちである。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- 一人でいることが多い。
- 教職員の近くにいたがる。

昼食時間

- 食べ物にいたずらされる。
- 他の子どもの机から机を少し離して食事をしている。
- 食事の量が減ったり食べなかつたりする。
- 好きな物を他の子どもにゆづる。

清掃時間

- 一人で掃除をしていることが多い。
- いつも雑巾かけやゴミ捨ての当番になっている。

その他

- 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- 服に靴の跡がついていたり、破れていたりする。
- 持ち物や机、ロッカーなどに落書きをされる。
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。
- 手や足にすり傷やあざがある。
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない。
- 理由もなく成績が突然下がる。
- 不必要なお金を持ったり、友だちにおごるなどする。
- 部活動を休むことが多くなり、突然やめると言い出す。

□ その4

学校における教師の自己振り返り

- 一人一人の顔を見て、名前に敬称を付けて呼んでいますか。
- 欠席や遅刻を早めに把握し、対処していますか。
- 授業の開始、終了時刻を守っていますか。
- 空席の児童生徒の確認をしていますか。
- 遅刻した児童生徒や、前日に欠席・早退した児童生徒の確認をしていますか。
- 誰もが設備・器具等を公平に使えるよう配慮しながら児童生徒に言葉かけをしていますか。
- 児童生徒の発言を大切にしていますか。
- 交友関係を尊重しようとしていますか。また、「どうしてこんなことができないのか」などと言わないような心配りをしていますか。
- 児童生徒の交友関係を把握していますか。
- 仲間はずれや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処していますか。
- 児童生徒の失敗や発表に間違いがあった時、笑ったり、責めたりする児童生徒に注意していますか。
- 昼食の前後には、「いただきます」「ごちそうさま」の言葉かけをしていますか。
- 児童生徒同士の相手を罵倒する言葉や暴言・あだ名を見過ごさないようにしていますか。
- 配膳や片づけ等を一部の者だけがしていないか、気を配っていますか。
- 児童生徒の話を親身に聞いていますか。
- 児童生徒を指導する際、人格を尊重したふれ合いをしていますか。
- 清掃時間が始まつたら素早く担当場所へ行き、一緒に清掃を行っていますか。
- 失敗が多い児童生徒を温かく見守っていますか。
- いつも楽な仕事ばかりしている児童生徒や、大変な仕事を押しつけられている児童生徒がいないように気を配っていますか。
- 弟兄姉妹と比べたような言葉遣いがないように気を配っていますか。
- 児童生徒の欠点を探すのではなく、長所を見つけようと努力していますか。
- 教室や廊下の黒板や掲示物に落書きはないか気をつけていますか。
- 失敗した児童生徒のことを、例として帰りの会（S H R）・放課後・部活動で話さないように気を配っていますか。
- 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」など児童生徒の努力を認める言葉かけに心がけていますか。
- 明日の意欲につながるような言葉かけをしていますか。
- 部活動で、行き過ぎた上下関係はないか気をつけていますか。

参考資料

- 「いじめの問題に関する取組事例集」
文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導研究センター平成19年2月
- 生徒指導支援資料「いじめを理解する」
国立教育政策研究所生徒指導研究センター平成21年7月
- 生徒指導支援資料2「いじめを予防する」
国立教育政策研究所生徒指導研究センター平成22年6月
- 「いじめを発見し、適切に対応できる体制づくり」
ーぬくもりのある学校・地域社会をめざしてー
子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第1次）
- 「いじめ問題に取り組むために」（「いじめ発見のチェックポイント」等を掲載）
群馬県総合教育センターWeb ページ <http://www.center.gsn.ed.jp>
- いじめ防止対策推進法（平成25年6月）
- いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定） 平成25年10月

いじめ対策マニュアル

平成25年10月25日発行
平成27年 8月 9日改訂

編集・発行 赤穂市教育委員会 事務局